○復興庁告示第二十二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（認定番号福島第三十七号）に係る指定金融機関を平成二十六年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第二十三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（玉川村復興推進計画（認定番号福島第三十七号）に係る指定金融機関を平成二十六年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社横浜銀行

二　住所　神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目一番一号

○復興庁告示第二十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（玉川村復興推進計画（認定番号福島第三十七号）に係る指定金融機関を平成二十六年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

○復興庁告示第二十五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（玉川村復興推進計画（認定番号福島第三十七号）に係る指定金融機関を平成二十六年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三井住友銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

○復興庁告示第二十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（玉川村復興推進計画（認定番号福島第三十八号）に係る指定金融機関を平成二十六年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第二十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（玉川村復興推進計画（認定番号福島第三十八号）に係る指定金融機関を平成二十六年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社大東銀行

二　住所　福島県郡山市中町十九番一号

○復興庁告示第二十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（玉川村復興推進計画（認定番号福島第三十八号）に係る指定金融機関を平成二十六年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社常陽銀行

二　住所　茨城県水戸市南町二丁目五番五号

○復興庁告示第二十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（玉川村復興推進計画（認定番号福島第三十八号）に係る指定金融機関を平成二十六年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○総務省告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、全国同友会大阪本部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成六年自治省告示第百三十号（政治資金規正法の規定による政治団体及び保有金の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成五年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年二月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

［その他の政治団体］の部全国同友会大阪本部のうち

「6　資産等の内訳

（建物）

堺市　30,000,000　56. 1. 21」

を削る。

○総務省告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、全国同友会大阪本部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成七年自治省告示第百六十号（政治資金規正法の規定による政治団体及び保有金の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成六年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年二月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

［その他の政治団体］の部全国同友会大阪本部のうち

「6　資産等の内訳

（建物）

堺市　30,000,000　56. 1. 21　72㎡」

を削る。

○総務省告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、全国同友会大阪本部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成八年自治省告示第百九十五号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成七年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年二月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

［その他の政治団体］の部全国同友会大阪本部のうち

「6　資産等の内訳

（建物）

建物　30,000,000　56. 1. 21　72㎡」

を削る。

○総務省告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、全国同友会大阪本部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成九年自治省告示第二百十六号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（昭和五十九年分～平成八年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年二月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

平成8年分［その他の政治団体］の部全国同友会大阪本部のうち

「6　資産等の内訳

（建物）

堺市　30,000,000　56. 1. 21　72㎡」

を削る。

○総務省告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、全国同友会大阪本部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十年自治省告示第二百二十五号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成九年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年二月二十八日

総務大臣　新藤　義孝